

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第8号

龍ヶ崎地方衛生組合公文書作成要領を次のように定める。

令和6年12月26日

龍ヶ崎地方衛生組合

管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合公文書作成要領

本組合の公文書の作成は、龍ヶ崎市公文書作成要領（平成29年龍ヶ崎市訓令第16号）の例による。

付 則

この訓令は、令和6年12月26日から施行する。